

総合環境センター排水処理施設脱水汚泥運搬作業業務委託（単価契約）仕様書

本仕様書は、総合環境センター排水処理施設脱水汚泥運搬作業業務委託に適用し、当該業務に必要な事項を定めるものである。

1 目的

本業務は、総合環境センター排水処理施設から発生する脱水汚泥を滞りなく搬出することで、排水処理施設の円滑な運営を図るため、実施するものである。

2 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
秋田市総合環境センター 排水処理施設（別紙図面参照）

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 使用車両

- (1) 4トンダンプトラックとする。
- (2) 脱水汚泥を積込む際の飛散防止策として、荷台が深型のもの又は荷台に補助板等が設置されているものとする。
- (3) 汚泥搬出ホッパー下部へ進入する際、構造物およびホッパーとの接触がない形状の車両とする。
- (4) 溶融施設ごみピットへの汚泥投入作業を速やか、かつ、容易に行うことができる機能を有する車両とする。

5 業務内容

- (1) 作業時間は、午前8時30分から午後4時までを標準とする。
- (2) 作業日の作業開始前に、監督員から計量カードの貸与を受けること。
- (3) 積込作業前に、車両荷台へ保護シート（市支給品）を敷設すること。
- (4) 排水処理施設脱水処理棟の汚泥搬出ホッパーから排出される脱水汚泥を車両に積込み、計量所で計量した後、監督員が指定する溶融施設ごみピットへ投入すること。また、投入後は、再度計量所で計量を行い、計量伝票を受け取ってから排水処理施設に移動すること。（別紙運搬経路図参照）

- (5) 作業終了後は、当該作業日に計量した全ての計量伝票を添えて、監督員に計量カードを返却すること。
- (6) 汚泥の搬出頻度は、おおむね2～4日／月程度。運搬回数は1日当たり2～4回程度、運搬汚泥量は1日当たり約5～10トン（1回当たり約2.5トン）が見込まれる。ただし、排水処理施設の処理状況に応じて、月当たりの運搬日数や運搬汚泥量の増減があるものとする。

6 事前準備

受託者は、業務の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況および運搬経路等の調査を行い、業務内容を十分把握した上で着手すること。

7 提出書類

受託者は、契約締結後、業務履行開始までに次の書類を提出すること。なお、提出書類の記載事項に変更が発生したときは、変更届を提出すること。

- (1) 使用車両の車検証の写し
- (2) 作業員名簿および運転免許証の写し
- (3) その他監督員が指定する書類

8 業務実績の報告

受託者は、当該月の業務が完了したときは、当該月の業務完了報告書に作業写真を添付し、委託者へ提出すること。

9 業務上の留意点

- (1) 受託者は、作業実施に当たり、関係法令、条例その他を遵守するとともに、安全確保に十分留意し、労働災害発生の防止に努めること。
- (2) 受託者は、ごみ搬入車両の通行に支障を来さないこと。
- (3) 溶融施設ごみピットへの汚泥投入時には、ごみピットへの転落事故防止に十分留意すること。また、汚泥のこぼれなどによって溶融施設プラットホームを汚さないよう留意すること。
- (4) 作業中の車両事故や過失事故は、全て受託者の責任とする。
- (5) 受託者は、本仕様書又は業務内容について疑義が生じた場合は、監督員を通じて委託者と協議を行い、対応することとする。